

平成 30 年度高知県就業支援研修事業委託業務プロポーザル審査要領

平成 30 年度高知県就業支援研修事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「平成 30 年度高知県就業支援研修事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は審査委員 1 名につき 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

<u>(1) 企画の内容</u>	<u>(70 点)</u>
<u>(2) 類似業務実績</u>	<u>(10 点)</u>
<u>(3) 実施体制・スケジュール</u>	<u>(10 点)</u>
<u>(4) 経費見積書</u>	<u>(10 点)</u>

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時、場所

日時 平成 30 年 3 月 27 日（火）9 時 30 分から ※予定

場所 別途通知 ※高知県庁近くの会議室を想定

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は 1 社 20 分以内とする。
- ② 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。なお、審査の結果、審査委員の点数の平均については 6 割（60 点）を最低基準点とし、これを下回った事業者は選定しないこととする。（参加者が 1 事業者のみであっても、同様とする。）
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で 2 者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点	
企画の内容	参加者募集	<ul style="list-style-type: none"> ・座学研修及び合同企業就職相談会について、県内向けのテレビCM、県内新聞での広告、都市部でのインターネット広告以外の具体的な広報手段を提案しているか。 ・合同企業就職相談会の告知を目的として放映する県内向けのテレビCMについて、県内在住者から都市部のUターン希望者に参加を呼び掛けたいくなるような、魅力的な内容になっているか。 	20
	都市部座学研修	<ul style="list-style-type: none"> ・座学研修について、高知県での就職・転職活動に役立つような研修の提案になっているか。 	20
	合同企業相談会	<ul style="list-style-type: none"> ・合同企業就職相談会に参加する県内求人企業等の掘り起し方法について、具体的かつ現実的な提案になっているか。 ・5月の合同企業就職相談会について、より多くの集客（主なターゲット：Uターン希望者、転職希望者）につながるような内容（開催時間、セミナーを開催する場合は内容及び想定する講師等の提案も含める）の提案になっているか。 ・合同企業就職相談会について、参加者と県内求人企業とがスムーズに相談を出来、企業訪問・短期インターンシップにつながるような具体的な工夫がなされているか。 	20
	フォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・座学研修から合同企業相談会、企業訪問・短期インターンシップに至るまで、都市部人材へのフォローアップについて、具体的かつ現実的な提案になっているか。 	10
類似業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似の業務実績があり、過去の経験を生かして適切に業務を遂行することができるか。 	10	
実施体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を円滑に実施できる体制が整っているか。また、スケジュールについても、具体的かつ現実的な提案となっているか。 	10	
経費見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な事業執行が見込まれる経費配分であるか。 	10	
合計点		100	